

関 係 各 位

八王子市テニス連盟

## 八王子市テニス連盟への新規加盟について

日頃より八王子市テニス連盟の事業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、来年度より八王子市テニス連盟加盟団体として活動することを検討している場合は、八王子市テニス連盟 会則 第5条をクリアしてください。

そのため、『加盟申込書』の様式（Excel ファイル）を八王子市テニス連盟のウェブサイトよりダウンロードしていただき、3月15日～3月31日までにメールにて八王子市テニス連盟へ提出願います。

その後、4月に開催する八王子市テニス連盟 総会にて新規団体としての承認を得てください。『加盟申込書』を提出することで総会の議題として取り上げますので、特別に提出していただくものではありません。

総会当日は入会金（¥6,000）と年会費（¥6,000）を収めてください。

詳しく内容については八王子市テニス連盟のウェブサイトより『八王子市テニス連盟 会則』にて確認願います。

### 八王子市テニス連盟 会則

#### 第5条（会員）

- 1) 3条に定める目的に賛同し、かつ目的達成に見識を備えた市内で活躍するアマチュア団体とする。  
なお、市内在住・在勤者・在学者は10名以上の組織とする。
- 2) 会員となるには、加盟申込書に団体名、所在地、代表者、会員名簿、人員構成、その他必要事項を記入し、総会にて承認を得ることを原則とする。ただし、総会開催後に加盟する場合は、理事会の承認を得るものとする。
- 3) 総会または理事会にて承認が得られた団体は、速やかに会費を納めることとする。
- 4) 継続して加盟する場合でも、加盟申込書は毎年3月15日～3月31日までに連盟に提出すること。また、継続する場合は4月に開催する総会に代表者または代表者代理が出席することとする。なお、欠席の場合は退会扱いとする。  
また、総会開催日には年会費を納入すること。なお、新規団体も同様として、入会金と年会費を納入すること。
- 5) チームトーナメント及び市民体育大会（男子・女子・壮年・壮年女子）については、3月31日までに提出した会員名簿で行う。市民体育大会（ミックスダブルス、シングルス）及びクラブ対抗戦について、会員名簿に追加・削除の必要がある場合は8月15日～8月31日までに変更した会員名簿を提出することとする。

#### 第9条（入会金・会費）

- 1) 入会金は、1団体 ¥6,000 とする。
- 2) 年会費は、1団体 ¥6,000 とし、年度途中の入会でも¥6,000 とする。
- 3) 納入済みの入会金及び会費は、いかなる理由によっても返還はしない。